

## 第7回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成31年3月15日（金）

船橋市保健福祉センター3階健康診査室

### 〔議題〕

#### ○開会前

1. 事務局説明
2. 保健所長あいさつ

#### ○開会後

1. 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題の検討について
  - ・ 船橋市の動物愛護管理行政の方向性について
2. 次回の会議について

ましてご説明をさせていただきたいと思います。

特にこの会議は、猫のことを中心にご議論をお願いしているところであります。猫の中でも野良猫の関係につきましては、地域住民の方、行政においても様々な議論が起こっております。また、全国的にも非常に解決するのが大変な課題であるということを私共も十分認識しているわけでございますが、だからといってそれを放置できるかというと、やはり一つ一つ解決を進めていくしかないわけでございます。是非、船橋市内のこの課題につきまして、委員の皆様方に忌憚のないご意見を頂戴しまして、それを踏まえて、今後行政の様々な施策に反映させてまいりたいと思います。

限られた時間ではございますが、ご議論をよろしくお願いいたします。

引き続き本市の動物愛護行政にご助言等を賜りたいと思います。本日は、よろしくお願いいたします。

#### 2. 保健所長あいさつ

##### ○保健所長 船橋市保健所長の筒井でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃本市市政に對しご協力を賜りまして、また、本日はご多忙な中、動物愛護管理対策会議にご出席いただき、誠にありがとうございました。

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

この会議は今回が第7回となります。平成27年度に始まり、その後、最初の委員で2年間の任期の中で行ってまいりました。平成29年度の年末年始にかけて、第4回、第5回と開催し、任期の関係もあり、中間的な取りまとめを行っていただいております。

それを踏まえ、現委員で引き続き会議を行っていただいており、前回は昨年の12月5日に行われております。今回は、その続きという形であり、事務局で資料を取りまとめた物を用意させていただいているので、事務局の整理したもの、考え方につき

## 14時5分開会

会議の公開・非公開、傍聴者について

森会長から、本日の会議は公開とすること、2人の傍聴申し出があったことの報告があった。

---

### [傍聴者入室]

## 1. 船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題の検討について

### ・船橋市の動物愛護管理行政の方向性について [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料1-3をご覧ください。

前回の会議終了後、3名の委員からご意見をいただいた。いただいた意見について、事務局で、論点毎分類した資料を配布した。

まず、「1.所有者の判明しない猫問題」について、泉谷委員、宮里委員から、広報が不足しているといった内容のご意見をいただいた。また、宮里委員から、地域猫団体の登録制度について、TNR事業についてご意見をいただいた。これらのご意見を踏まえ資料1-1で対応案を説明する。

次に、「2.所有者の適正飼養」について、石川委員、宮里委員から、ペットや猫の登録制というご意見をいただいたが、ペットの種類も多岐に渡り、飼養頭数も多いため、行政での登録の実施は困難と考えている。なお、畜犬登録について、登録の推進を図る。

宮里委員の猫に狂犬病ワクチン接種を加えてはどうかとのご意見については、厚生労働省の狂犬病に関するQ&Aにて、「世界中で狂犬病に感染する9割以上が犬から感染することを見ても、人への被害を予防するために、犬の狂犬病をコントロールすることは有効」とされている。

動物販売店の引き渡し時の説明については、動物取扱責任者研修時や施設立入時に、販売に際しての情報提供について、確認及び指導を行っている。

災害時の避難所の備えについては、避難所の運営

マニュアルを危機管理課が発行しており、その中にペット対策についても記載がある。

次に、「3.市の普及啓発」について、石川委員から具体的な様々な方法のご意見があった。これらを参考に、資料1-1で対応案を説明する。

次に、船橋市の動物愛護管理行政の方向性について説明する。資料1-1をご覧ください。

スライド2ページは、船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題をまとめた表である。

前回の会議において配布した資料であるが、引き続き、

- ・所有者の判明しない猫問題
- ・所有者の適正飼養
- ・市の普及啓発
- ・動物愛護指導センターの業務

と論点を4つに分類し説明する。

なお、所有者の判明しない猫問題の問題点に、「交通事故」を加えたこと、市の課題中、動物愛護指導センターの業務として、「災害対策」とあるが、前回資料の「災害ボランティアの受け入れの検討」から広くとらえた課題に変更した。

スライド3ページをご覧ください。

所有者の判明しない猫問題への対応案として、まず、屋外にいる猫を減らすために、所有者のいる猫について、屋内飼養の努力義務を船橋市動物の愛護及び管理に関する条例に規定することを検討する。また、動物の愛護及び管理に関する法律第7条に規定される、所有者明示を推進する。

これらにより、期待される効果として、

- ・屋内飼養の増加による屋外の所有者のいる猫の減少
- ・屋外の所有者の判明しない猫との区別化
- ・逸走時や災害時等に所有者への返還率が上昇
- ・猫の交通事故の減少
- ・猫による被害の減少

が考えられる。

スライド4ページをご覧ください。

先程の説明を図示したものになる。

現状のイメージ図で、所有者のいる猫で、屋内飼

養されている猫がこの程度だと想定すると、屋内飼養の規定により、屋内で飼養される猫が増える。

また、所有者明示を推進することにより、屋外にいる所有者のいる猫が明瞭化される。

そして、将来像として、所有者のいる猫は屋内で飼養することにより、屋外の猫が減少することを期待する。

スライド5ページをご覧ください。

所有者のいる猫の屋内飼養の努力義務を条例で規定している自治体の一例となる。

都道府県では、千葉県、茨城県、長野県、新潟県、山梨県、和歌山県、山口県、政令市では、札幌市、新潟市、川崎市、京都市、中核市では、旭川市、柏市、八王子市、県内では、千葉県と柏市は規定しており、船橋市及び千葉市は規定していない。

スライド6ページを説明する前に、資料1-2「猫に関する苦情・相談への対応案」を説明する。

資料1-2は、猫に関する苦情・相談への対応方策を示した図となる。

猫に関する苦情・相談を受理した場合、所有者や占有者がいないか、現地の訪問や、関係者から聞き取りを行い確認する。

所有者、占有者がある場合、適正飼養の指導を行う。所有者、占有者に対し、周囲に被害が生じていることを伝え、不妊手術を行うこと、所有者明示を行うこと、屋内飼養に努めることを指導する。

また、屋内飼養の努力義務や多頭飼養の届出について条例に規定することを検討し、適正飼養の推進を図り、所有者、占有者が適正飼養を行い、生活環境の保持・改善をしながら、終生飼養することを目指す。

所有者、占有者が屋外飼養を継続し、猫に関する苦情・相談（生活環境被害等）が継続する場合は、所有者、占有者に対し改善指導を行うほか、所有者からの引取り希望があった場合は、法律第35条第1項の規定に基づき引取りを行う。なお、法律第35条第1項には引取り拒否の規定があるため、飼い主には、終生飼養の責務について指導を行うが、生活環境上の保全が必要な場合は引取りに応じる。

次に、所有者、占有者を確認し、所有者、占有者

がない場合は、苦情者や地域住民に対し、TNR事業及び引取り制度について説明する。

TNR事業等で不妊手術を実施した猫については、地域のルールに基づき、給餌する場合は、地域猫活動により猫を飼育管理するか、所有者・占有者が適正に終生飼養することとなる。

不妊手術後、地域のルールで給餌しない場合は、猫が自然に減少していくことと考えられる。

地域猫活動で猫を飼育管理する場合は、環境省の住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインを参考に実施していただく。地域猫活動が、地域の理解と合意を得て適正に実施された場合、生活環境の保持や改善を行いながら、一世代限り猫を管理し、将来的に飼い主のいない猫がいなくなることを目指す。

地域猫活動を行ったが、活動が地域に根差していないと、環境被害等が継続することとなる。この場合、活動者に対して改善指導を行うが、苦情者等から引取りの希望があった場合は、法律第35条第3項に基づき引取りを行う。

また、図の一番右側は、地域でTNR事業を実施するのではなく、引取りの希望があった場合も法律に基づき引取りを行う。

法律第35条第1項にある引取り拒否の規定は、第3項には準用されないが、環境省によれば、「法第35条第3項において、所有者不明の犬猫について拾得者等からの引取りの義務を自治体に課しているが、実際には、平成24年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等にてらし、多くの自治体が拾得者その他の者からの所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っており、法の規定と乖離した状態となっている。所有者不明の犬猫の引取りを義務化しているのは、野良犬や野良猫、あるいは飼い主からはぐれた犬猫を放置しておくと、野外で繁殖等を行い、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがあるためでもあり、主として動物の管理の趣旨である。」と説明されており、市は、法制度に基づき引取りを行う。

なお、引取り後は最大限殺処分を減らし、譲渡の推進に努める。

資料1-1、スライド6ページをご覧ください。

以上のように、屋外の所有者の判明しない猫については、TNR事業、地域猫活動、法律に基づく引取りのほか、猫よけ機の貸出しの対応していく。

スライド7ページをご覧ください。

TNR事業の課題と対応案を示した表になる。

課題を、申請者、捕獲・運搬、不妊手術実施場所に分類し説明する。

申請者については、現行の課題として、

- ・町会・自治会の負担が大きい
- ・町会・自治会の承諾が得られない
- ・個人やグループで申請できない

ことが挙げられる。

これらについて、地域の環境問題である野良猫の繁殖について、町会・自治会にも主体となって取り組んでいただくため、町会・自治会長からの申請を原則としているが、町会・自治会の負担の軽減を図ることとし、町内有志グループ等による申請について議論をお願いしたい。

なお、町内有志グループ等による申請については、下の枠で囲んだとおり、

- ・申請方法
- ・市内の地域に生息する猫であることの確認方法
- ・町会・自治会を主体としてTNRを実施できないこと

との確認

- ・町会・自治会への報告等

町内有志グループ等で申請する仕組みを設ける場合は条件の整備を検討する必要がある。

捕獲運搬については、現行の課題として、捕獲・運搬者の不足があげられる。

これらについて、捕獲・運搬ボランティアの募集について議論をお願いしたい。

不妊手術実施場所については、現行の課題として、協力動物診療施設（動物病院）までの運搬が困難、近くに無いことがあげられる。

これらについて、協力動物診療施設（動物病院）を増加する検討を対応案として考えている。

次に、スライド8ページをご覧ください。

地域猫活動についての説明となる。

不妊手術はTNR事業で推進し、助成金の交付は無くなるため、「船橋市地域猫不妊手術助成金の交付に関する要綱」は廃止することと考えている。

また、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」のあり方について、議論をお願いしたい。

よって、市の団体登録制度はなくなるが、地域猫活動を継続する場合、当面の間は、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）」を参考に取り組んでいただきたいと考えている。

スライド9ページをご覧ください。

地域猫活動について、現状の課題等を図示したものになる。

地域猫活動の活動者等は、地域の合意・活動のルール作り、エサやり（給餌の管理）、トイレの設置（管理、トイレ以外の場所の排泄物の処理・清掃）、不妊去勢手術（TNR）、猫の管理・譲渡を行うが、知らないうちに活動が開始された、活動者が誰か分からないというように、認識の不足、合意形成が不十分なことや、活動が地域に根差していないこと等により、地域住民から苦情が発生してしまう。

環境省の「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」では、

- ・地域の合意の取り方
- ・トラブル・問題の対処、苦情対応
- ・猫の個体識別
- ・活動者・飼育管理者の明示
- ・被害発生時の連絡先の明示

等の記載があるのに対し、

「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」では、活動者・飼育管理者の明示や、被害発生時の連絡体制の記載が無く、地域に根差した活動とするためには不足した部分があるため、当面の間、市内で地域猫活動を行う場合は、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン（環境省）」を参考に実施していただくよう考えている。

次にスライド10ページをご覧ください。

多頭飼養者への対応案を示したスライドとなる。

多頭飼養については、法律第9条に、「地方公共団

体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするために、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導すること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」と規定があり、今後、飼養する動物が増えてしまった結果、経済的な理由や動物の世話を追いかなくなる等の理由により、周辺住民へ鳴き声や悪臭等による環境被害が生じる事態を未然に防ぐことを目的に、犬、猫を対象として、多頭飼養の届出制度について条例に規定することを議論していただきたい。

また、多頭飼養者への対応としては、

- ・飼養状態（環境、動物の状態）の確認
- ・法律第25条に基づく改善指導
- ・法律第35条第1項に基づく引取り
- ・ボランティア団体等と協力した譲渡等

飼養環境の改善を図る。

スライド11ページをご覧ください。

多頭飼養の届け出義務を条例で規定している自治体の一例となる。

県内では、千葉県が規定しており、船橋市、千葉市、柏市は規定していない状況である。

スライド12ページをご覧ください。

船橋市動物愛護及び管理に関する条例について、今後検討が必要な論点の一例を挙げた表となる。

論点として、第2条の「飼い主とは、動物の飼養をする者をいう。」の定義や、第5条飼い主の責務にある、「実質的に飼い主と同一視される者」の規定や、第6条、第17条及び第19条の、「飼い主」に対する規定や罰則について、動物の愛護及び管理に関する法律の、「所有者又は占有者の責務」の規定と整合性を図る必要があり、また、読む方によって違う解釈があるので、同一の解釈ができるように文言の整理を行ってまいりたい。

スライド13ページをご覧ください。

市の普及啓発について、現状の一例を紹介する。

- ・チラシ、ポスターの作成、配布
- ・広報ふなばし、ホームページでの普及啓発
- ・動物愛護フェスティバル

#### ・パネル展示等

を行っており、写真は動物愛護フェスティバルとパネル展示の一例になる。動物愛護週間に保健福祉センター1階でパネル展示を行い、適正飼養、防災対策、所有者の判断しない猫問題、譲渡等の普及啓発を行った。

スライド14ページをご覧ください。

- ・犬、猫のしつけ方教室
- ・小中学校における動物愛護指導教室

の様子になる。動物愛護指導教室は、今年度は小学校4校、中学校1校で実施した。

スライド15ページをご覧ください。

- ・親子、犬ふれあい教室
- ・犬猫の譲渡会

の様子になる。親子、犬ふれあい教室は、夏休みと春休みの年2回開催している。犬猫の譲渡会は、子猫が多く収容される春から秋を中心に、土曜日、日曜日等の休日に年間6回程開催している。

スライド16ページをご覧ください。

今後、SNSを利用した普及啓発や、市民向け講習会、セミナー等の開催について議論をお願いしたい。

スライド17ページをご覧ください。

収容動物の返還、譲渡の推進についての説明になる。

黒字の、

- ・所有者明示（名札、マイクロチップ等）の推進
- ・畜犬登録情報から飼い主の検索
- ・譲渡ボランティアとの連携
- ・譲渡の機会の拡大（回数）

は現在実施している。

赤字の、慣らしボランティアの募集については、人に慣れていない猫等を自宅で預かり、人に慣らし、譲渡に繋げることを行うボランティアを想定しており、譲渡の機会の拡大と合わせ、今後議論をお願いしたい。

また、必要に応じ、収容施設の増設を検討したいと考えている。

スライド18ページをご覧ください。

同様に、黒字の、

- ・京葉地域獣医師会と災害協定を締結
- ・動物の所有者へ災害時の備えの普及啓発
- ・同行避難訓練への協力

は現在実施しており、今後、赤字の、  
・災害時における動物の救護対策の構築  
として一例をあげると、  
・被災した動物の一時保護場所  
・災害時動物救護ボランティアの導入等  
について議論をお願いしたい。

.....

○森会長 ありがとうございました。論点を整理するということで4つ上げていただいた。1点目が所有者の判明しない猫問題について、2点目が所有者の適正飼養・飼い方について、3点目が市の普及啓発について、4点目として動物愛護指導センターの業務について、この4つに分類していただいた。この4つの議題についてそれぞれ論点ごとに議論していきたい。

まず所有者の判明しない猫問題について、最初に市からご説明いただいた資料1-3で、ご意見を分類していただいているが、資料1-3に泉谷委員と宮里委員から意見がありましたので、これについて補足、説明ございましたらばお願ひする。宮里先生いかがか。

○宮里委員 意見を提出した後にTNRとTVHRの違い、メリット、デメリットが載っている本を発見した。うまくそれを併用すれば、猫を減らせるのではないかという論文に基づいた獣医学博士の橋本先生が出された本の抜粋したものを持って参った。これは後で次の議題の時に問合せしたい。どちらも猫を減らすのだがパーセンテージ的にはTVHRの方がいい。ただ、生殖ホルモンが残存するために、TNRに比べ鳴き声や、マーキング、喧嘩は手術、未手術について変わらないというデータだった。

○森会長 勉強不足で申し訳ない。TVHRとは何か。

○宮里委員 同じく不妊手術の方法である。自分も

知らなかつたのだが、子宮と卵巣をとつてしまうものと、子宮のみとの違い。

○森会長 メスの場合の話し。オスの場合は。

○宮里委員 オスの場合は精巣を取るものと、TVHRの方はパイプカットするもの。しかし性ホルモンは減らないので、もともと野良のうるさい部分は残ってしまうよというデータでした。

○森会長 有意差があるということか

○宮里委員 TNRに比べTVHRの方が、野良猫を減少できるという数字的な比較ができる。

○駒田委員 TVHRの方が子宮を取るというものか。

○森会長 方法によっては効果的なものがあるということが文献にあった。

○宮里委員 猫の栄養学について調べた。微量ミネラルの中に、子猫の時にこの栄養がないと繁殖不良というか、繁殖不全になる微量ミネラルがある。この話をペットフードメーカーにしてくださいというのではなく、もちろん収益にならないからやらない可能性もあるが、いろいろな観点から栄養の段階から野良猫用と飼い猫用の餌を別々にする、つまり地域猫活動している人たちは、逆に不足する餌を与えることによって繁殖しなくなる、そういう使い分けができるのではないか。

○駒田委員 それは初乳のことか。初乳に入っている栄養素が不足すると何らかのトラブルになるという話か。

○森会長 餌によって避妊の効果があるということか。

○宮里委員 避妊ではなくて、繁殖不良を招く栄養素、マンガンとセレンイウムがこれにあたるという話である。

○森会長 微量元素ですね。

○駒田委員 ただそれを抜いてしまうと不妊だけではなく他のことにも影響もあるかと思う。

○宮里委員 筋肉が落ちるなど。

○中村副会長 そもそも他の餌を食べられてしまつたらお終いか。他所で他のおいしい餌とか。ただし、ゆくゆくはいろいろな方面でコントロールする必要

があるので一つの方法として企業もちゃんとやればスパンは長くなるが。

○宮里委員 企業でひょっとすると売上に繋がらないから、この栄養素についての開発は、ペットフード会社はしないかもしだれないが案として出した。

○森会長 行政が一つの施策として採用するために科学的見地からやっていく必要があるので、そういう話があるということでおろしいか。

○森会長 1-3 の資料の意見をまとめていただいた、市の方で対応を検討してまとめていただいたものをスライドの2ページ目に示してあり、所有者の判明しない猫の対応案として、屋内飼養を規定すること、所有者明示を推進すること、そこで市の条例制定の話しが出ている。船橋市の条例として規定した方がいいのではないかと。これについて事務局からの説明をお願いしたい。

○衛生指導課長 所有者の判明しない猫問題に対する対応案として何点かお示しさせていただいている。所有者の判明しない猫問題を解決するにあたって、まず外にいる所有者の判明しない猫について屋内飼養を規定し、所有者明示を推進し、外にいる猫について、所有者がいるかいないのかそれを明確にするのが先決ではないかと考えている。一番最初に載せさせていただいたというのもその理由である。こちらの方を早く規定し、外にいる所有者不明の猫はこれであるということをはっきりさせたいという意図である。

○森会長 市の立場、行政としてはこう進んでいきたいという、第1段階のアイディアになるのか。

○衛生指導課長 はい。

○森会長 まずは屋内飼養を条例で規定していくたい、それによってスライドの4ページの所有者の判明しない猫問題への対応案にあるように、屋内飼養の猫が増えていき、また名札を付ける猫が増え、屋外飼養は所有者の判明しない猫に限られていくということを目論むということか。

○衛生指導課長 付け加えさせていただくと、屋内飼養について規定することにより、センターの職員が指導しやすくなることがある。

○森会長 条例なので、法定事項になる。千葉県の

動物に関する条例は、自治法上別扱いになっているので、船橋市にはかからない。いずれにしても、千葉県でやっていて、船橋市でやらないという意味はあまりないという気はする。方向性としては、努力規定ということは罰則が無いということですね。

○駒田委員 そうですよね。

○平川委員 屋内飼育を条例等で規定するのは難しいのではと思う。そもそも論かもしれないが、猫を日本で飼うようになったのは、ネズミを捕ることを目的に外国から持ってきたという経緯もある。農家は納屋等に穀物や食糧品を置いているので、そこに来るネズミを追い払うか捕るかは分からぬが、それを期待して自分の敷地の中で放し飼いをし、ただ猫は敷地内から出でていくのだが、そういう状況が多々あると思う。住宅密集地の中ではそういうことが無いのかもしれないが、私は松が丘に住んでいるので農家等も周囲に沢山ある。そういうところでは、そういう飼い方をしているので、果たして条例で規定できるのかなという気がしている。また、周辺の方々の声を聞いても、猫が外にいてくれる、周りが飼ってくれているから、ネズミが家には来ないという意見も私共の住宅地の中ではある。猫は、本来屋内外のペットというか、動物なので、少し疑問が私はある。

○森会長 わかりました。平川委員の松が丘では農家があるということで。

○駒田委員 たしかに地域差はあると思う。ただ、千葉県でも制定できているということは、房総の方に行くと犬さえ野良としてうろうろしている地域が結構ある。ただやはり、そのような中でも、条例としては室内飼いということを決めている。条例の努力目標なので、その地域にそぐわなければ、それは構わないと思う。本当は、グレーな部分を作つてはいけないのでしょうけれど。ただやはり、完全な法律ではないので、そのところは大目に見て。逆に今問題になっている都市部での放し飼いの猫をどうするかということを考えないと。条例にいれた方が推進できるのではと思う。

○森会長 猫の飼い方の問題で。私が理解しているのは、猫は屋内で飼いましょうと。私自身も猫は屋

内ののみで飼っている。中村副会長、この点はどうか。

○中村副会長 やはり長い目で見ると、事故や病気のリスクがあるので、猫をかわいがって飼うのであれば、屋内で飼う方がリスクが減り有意義だと思う。先程平川委員がおっしゃった農家の話しだが、努力義務なのでそこは目標として立てておいて、農家は自由に飼ってもよい。それ以外の住宅で飼っている猫のコントロールを如何にしていくかが大事だと思う。できる人が少しずつ努力し、外でうろうろしている普通の一般の方に飼われている猫が減っていくだけでも、大分意味のあることになっていくと思う。獣医学的には、私たちは、猫は室内で飼いなさいという教育を受けている。実際、私も猫を飼っているが、色々考えると恐ろしくて外には出せない。猫は外に出たいであろう、かわいそうだから出してあげようという気持ちは、飼う前までは多少そうなのかなという気もしていたが、猫に聞いたわけではないので分からぬが、室内で快適な環境を整えてあげれば、特にネズミを捕らなくても幸せだろうし、轢かれたり、病気を貰ったり、喧嘩をしたりということを考えると、その個体としての幸福度は飼っている人間が責任を持って考えてあげればよいと思う。ただそれが農家のネズミが増えると大変なので、その辺りは、皆で知恵を出し合ってやっていくしかないと思う。

○平川委員 住宅地と農業地域の区域について、私どもの所は、住宅のすぐ後ろが農業地である。屋内飼育の努力目標を作ったことによって農家の方にもあてはまる。その時に、「こういう条例で努力目標と言われているじゃないの、農家だからとなぜやらないの。」というトラブルになり兼ねない。明確に区域で分けられるかというと、私どもの所はそうではないので、逆にトラブルの原因を作ってしまうのではないかという懸念がある。

○中村副会長 そもそも農家で飼っている猫が必ずネズミを捕るかというところもあるので、私の考えとしては、農家だろうが、やはり人が介して飼っている以上室内で飼うべきだと思う。だけれども、それを言ってしまうと乱暴になってしまふので、

農家は大目に見ようと。まず第一歩、全部零か百かではなく、少しずつこのボーダーを移動していき、今の猫はそれほどネズミを捕らないよねとなつたら、皆さん室内で飼ってくれるでしょうし。未だに競馬場にも沢山野良猫はいるが、生まれては死に、生まれては死にである。それが何かすることにより少しでも減らせるのであれば、やはり室内飼育がまず第一歩なのかなと思う。農地と住宅地の問題については、私は何も申し上げられないが、とりあえずこの場でできることや、皆でこれがよいのではということを提示するという意味では、やはり室内飼育は大事だということをメインに考えた方がよいと思う。

○南川委員 条例に規定し全員に義務を課すという案と、平川委員の懸念があるのであれば、その文言の中に、明確にどの町内はよいという区切りは難しいと思うので、地域の実情に応じてというような文言を入れておけば、文句を言われても、ここは地域の実情に応じてやっているんですよというところで、クレームに対して、言われた人が対応ができる。ただそうすると、どこまでが実情に応じてということで、割と緩いところで、やはりこの会として目指すところとしては、割と高く目標とすると、そういう文言も入れないというところで規定するのも一つの案かと思う。どちらがよいかは、なかなか難しいかと思う。

○森会長 今のお話しでは、地域の問題として考えると、地域によって考え方を分けたらどうかという話が出るかと思うが、動物愛護という立場からいえば、中村先生のように、猫は屋内で飼いましょうと一本筋を通しておいて、市の目標としてはそこに置くのですという、努力目標という形の規定になるかと思う。法制執務上努力規定というのは、目的として挙げているというような考え方でよいのでしょうか。

○南川委員 千葉県を参考にすると、猫の所有者又は占有者は、ということなので、義務をかけているのは所有者、占有者なので、県や行政に対する努力目標の書きぶりにはなっておらず、それがあるから

行政として指導する根拠ができるという話だと思う。条例に入れておくというのは、条例により目標を達成しなければいけないというのが、愛護条例の上方に多分あると思うので、そこから目標ということで準用して持ってくることはできるのかなと思う。

○森会長 石川委員いかがか。

○石川委員 前回も話をしたが、首輪やマイクロチップの問題になるが、やはりそういうところからまず始めて、地域によって外に離れている猫も首輪等で識別する、名札やマイクロチップを付け、農家の猫は外に出ていることもあるよと、そのための首輪を付け、他の絶対家の中にいて外にいたらおかしい猫は違う色の首輪を付けてあげ、この子がでていたらおかしい、名札を見て、どここの猫が外にでていますよという区別ができるようにするとか。すぐにできることではないが、遠くから見ても、ここの猫はと識別ができるようにするというのは大事と思う。

○森会長 3ページにあったように、所有者明示を推進するとなっている。

○駒田委員 農家でなかなか室内飼育が難しいということであれば、それでも、農家の地域で色々な猫が外に出て、不妊去勢もしない猫が子供を作ってしまえば、結局はいつまで経っても減らない。地域的な問題で、外に出てもよいけれど、最低限不妊去勢はしてください、所有者明示はしてくださいという要件の下で出してあげるのは、そこまでは我々としては言えないと思うので、飼い主によると思う。最近、船橋市と市川市の市境中心に猫の虐殺事件があった。もう1年位前になったが。それに関して、私は色々な方面、色々な人に相談したが、結局我々が出来ることは、やはり外に出さないようにしようということしかない。飼い猫に関しては特に外に出さないことが、自分が猫を守ることになる。

また、後の話になるのかもしれないが、TNRをすればよいのか。TNRをして、手術をして、人間が見ていないところで餌を食べて、トイレをして、それを人間がそっと行って片付けてという状況ならよいと思うが、この間千葉の方であった、エアガンの改造ガンで猫が殺されてしまった、撃たれたりし

て。それはまた、船橋、市川の犯人とは違うとは思うが、そこもボランティアさんが猫をかわいがっていて、人間に慣れており、逃げなかつた。やはり、TNRや地域猫をするのであれば、そこまで命の責任を本当は持たなければいけないという気はする。なので、少なくとも、所有者のいる猫については、このようなリスクを排除するためにも室内飼育がよいと思う。

○森会長 ありがとうございます。そうしますと、地域的には、平川委員のお話しのように、どうしても猫を放してしまう地域もあると。ただし、そのような所は、喜ばれているというお話しが先程あったのですが、ネズミがいなくなつたとか。

○平川委員 それは別の所で、住宅地の方ですけど。農家の場合は必要があつてやっている行為と思う。

○森会長 そうすると、例えば環境問題として、苦情の原因になるということはないのか。

○平川委員 あります。

○森会長 やはりありますか。

○平川委員 先程申し上げたように、農家で飼っている猫が、去勢手術していないから増える。猫が増えると一定の量しかそこにいないので、子どもは出でていく。それが、住宅地の方へ来る。なぜかとういうと、住宅地で餌をやっている人がいるから。という循環になつてしまつ。だから、そのこと自体は非常に問題だと思う。農家で必要があつて猫を飼っている人が、きつと去勢をして飼つていただければいいが、そういう状況にはほとんどなつていないので、やはり増える。増えると一定のスペースがそこにはキャパがあるので、それ以上の猫はそこにいられないで、親から子どもが出でいくかどちらか分からなつが、出でいくわけです。出で行った猫は、食べ物を求めて住宅地へ来る。そうすると、いつまで経つても住宅地では猫が減らない。先程の話の中で、所有者若しくは占有者とあって、これもそういう形で条例で規定されるとなると、ただ餌をやっている猫は、占有もしていないし、所有もしていない。ただかわいいから、かわいそだから餌をやっているという人がいるという状況の中で、そういういた猫までも包含できるのかという、先程の話の中の県

の条例の書き方だと、そこは包括しているのかというのがあったが。占有や所有という話になると、要するに、散歩の途中で餌を置いていく人、その人を占有者や所有者というのか。毎日そこに置いていくから、猫がそこに集まって食べているわけです。そういう状況で増えているところもあり、そういう猫をTNRのボランティアの方達が、TNRしてくれるという状況になった時に、それを所有者、占有者がいる猫とするのか、あるいは飼い主のいない猫とするかは、行政だろうとは思うが、どこでそういう判断をするのかというのは非常に難しいという気がした。

○宮里委員 現場で不妊活動をしている現状としては、とにかく捕獲器に3回位入って、なおかつ見かけが汚れていれば、私は即、野良と判断して病院に連れて行く。でも、そういうことがやはり2匹あった。受付を済ませて野良なので外で待っている、ノミや虫の関係があり、そろそろ診察しますから入ってくださいという寸前に、猫活動をしている人達が今こういう猫を捕獲したと連絡したら見に来てくれ、この猫ちゃんはあそこの家の猫に似ていると、キャンセルして帰ったことが2度もあった。だが、私は徹底して、外にいて、なおかつ薄汚れているのはもう野良だから、後で文句言っても知らないよと、がんがん言ってしまう。手術にまわしてしまう。なるべく、そういう気持ちでやっているので、他の班から増えて困っているという苦情をもらい、なおかつ、私のところに、馴れているから何とかしてとか、野良猫が死んでいるから何とかしてくれよと怒って連絡があったり、自分の不妊活動を超えた押し付けが結構きている。それでも、猫を減らすには、やはり皆に分かってもらわなければいけないから、地域住民の意識改革をしなければいけないと思い頑張っている。所有者がいる猫は、プレートを付けてもらえば識別できる。これは、手を出していけない猫だと。だから必ず、この見分けができるように、野良は付けなくとも大丈夫だと思うが、石川委員の提案とは少し違うが、プレートに所有者の名前と連絡先があれば、ひょっとして手術はしていないけれど、いずれ

所有者がやってくれるか、逆にアドバイスができる、そのように思いながら私は活動している。とにかく少しづつでも減少している。

○森会長 いずれにしても所有権の問題については、第2回からずっと議論が続いていた話ですが。南川委員お願いします。

○南川委員 以前にも話した内容と同じだと思うが、自分で所有しているあるいは占有しているという意思があるかどうかというところが第一義的で、自分が飼っているということであればもちろん所有者、占有者に当ってくると思う。先程平川委員が言ったように、野良猫だから自分は飼っていないけれどたまに餌をあげているというだけだと、なかなかそれだけで所有者、占有者とはならないとは思うので、それは所有者のいない猫というカテゴリーに入ってくるかと思う。もちろん、本人は飼っているつもりはないけど、ずっと一定の区域に閉じ込めて、毎日餌をあげているみたいなことがあれば、私は飼っていないと言ったとしても、客観的事情から、占有者と同視できると、法的な評価がされるかもしれないが、基本的には、ただ餌をあげているだけとか、飼っているつもりがないと言ったら、それは所有者、占有者のいない猫というカテゴリーになってくると思う。先程のTNR活動等の話になってくると、野良猫だと思ったら、本当は飼い猫だったという場合は、クレームだとか、最終的には法的な損害賠償等になった場合には、結局その活動をしている人が間違えるところに、過失、不注意があったか、なかったかというところに話がなっていき、そうなると、所有者明示があったかどうかとか、その地域で住んでいたらその猫は誰の猫かと気付いたかどうか等の事情から、それを野良猫として扱ってしまったことに不注意があったかどうかという話に法的には整理されていくと思う。

○衛生指導課長 先程平川委員から、所有者、占有者については市が判断することではないかというような話もあったが、今、南川委員のおっしゃったとおり、市としても、この人が所有者、占有者だということには、所有者明示等があればある程度判断で

きると思うが、こちらに苦情があつた場合、所有者明示も何もないというような場合だと、地域猫活動をしているとか、ただの餌やりだとか、そういうことにはとくに関わらず、こういう苦情があつたのだが、ここにいる餌をあげている猫についてはあなたが所有している猫ですか、占有している猫ですかということを聞いて、その方が、所有してます、占有してますと宣言すれば、当然、所有者、占有者ということなので、きちんと管理して責任を持って下さいということになると思う。所有してません、占有してませんということでしたら、餌やりについては止めてくださいというようなお話しにはなってくると思う。最終的に、所有者、占有者かという判断については、先程南川先生がおっしゃったように、法的な判断になるかと考えている。

○森会長 議論がなかなか進まないが、条例化する屋内飼育、所有者明示の推進は、努力義務であることと、今の話で言うと、市の判断、運用の仕方によって緩くもきつくもなるところがあるかと思う。いずれにしても、この問題を、これから条例化なり、明文化していくないと、市としてどういう市民と協働していくかという基本線となっていくと思うので、これについては、この委員会としては、今の話しをまとめますとよいのかと思うので次に進めさせていただく。

所有者の判明しない猫問題対応案2で、屋外の所有者の判明しない猫ということで、わざわざ屋外という頭文字が付いているのですが。これは、屋外に限るという意味ではなく、所有者の判明しない猫でよろしいか。

○衛生指導課長 所有者の判明しない猫については、屋内にいることは無いので、屋外と記載した。

○森会長 これについては、TNR、地域猫活動、引取り、猫避け機、超音波ですかねの4つの対応策を当面考えていこうということでおろしいか。

○衛生指導課長 はい。所有者の判明しない猫は、屋外にしかいないので、屋外の所有者の判明しない猫に対する対策としては、TNR事業、地域猫活動、引取り、猫避け機を考える。

○森会長 この他委員の先生の中で、もっとよい案

はあるか。

○宮里委員 勝手に餌をあげる人達を大分前から説得して、餌をあげる以上は手術までお願いします、もしそれができないのであれば、野良がここにいるよという情報だけをくれれば、手慣れた不妊活動をしている私たちが捕獲をしながらやりましょうという連携を取っている。そうすると、罪の意識も無く、かわいそだからと餌をあげている方にも協力してもらっている。

○森会長 ありがとうございます。それは、地域猫活動にもあたらない、TNRにもあたらない、それ以前の問題での所有者のいない猫に対する指導ということになるか。

○宮里委員 そうですね。このように、どんどん説得している。最初は、不届きな猫嫌いの方がいて、私の家の門扉の上に目の開かない子猫を5匹のせてあったり、結構常識を外れた人たちが多い町会だった。また、虐待も、他の活動をしている金杉の人たちからも、おたくの町会で虐待されている猫、尻尾が途中で無くなったり、びっこをひいて歩いている猫がいますよね、おたくの町会は虐待町会ですかと私も直接名指して言われたことがあった。それ以前に、私は指導センターにレポート提出をした時に、逆にセンターの方からこれは投書ですかと言われるくらい、私の手に余る虐待が本当にひどかったので、レポートを提出してなおかつ、この猫対策の委員を募っているということで委員に手を挙げて、委員にしてもらった経緯がある。ずっと、野良猫を減らすためには手術をしなければいけないという観点から、皆さんに、その猫に携わる人たちに、協力はしてもらっている。

○森会長 ありがとうございます。

○南川委員 整理の仕方にもよると思うが、資料1-3の委員の意見を見ても、PRや、何気なくやっている人に対する啓発活動というところが、この4つと横になるのか、ベースになるのか分からぬが、PRについてはこの後の市の啓発で議論するということにはなっているが、そこでまとめて議論するのか、それともこの問題でやはりこういうことを市は取り組むべきだというPRをこの施策に挙げるか

というところはあるのかと思う。

○森会長 ありがとうございます。整理の仕方の問題ですね。多分この表の中では、表しきれない形のところかと思う。

○駒田委員 少しお聞きしたいが、猫避け機の貸し出しについて、森会長から超音波ですかねというお話があったが、それはどういう物で、何台くらいお持ちで、今までどういう方が借りに来ているのか教えていただけますか。

○動物愛護指導センター所長 超音波を使うもので、市販されている物です。それを、試用期間で2週間貸し出ししている。借りに来られる方は、ご自宅の庭に糞尿の被害、車にマーキングされる、花壇に糞尿の被害、鳴き声等で困っている方で、その時に選択肢の一つとして、猫避け機の貸し出しを行っている。それで効果があるか無いかというのは、返却時にアンケートのような評価で報告をいただき返却してもらう。その中には、人に効いてしまうというようなお声もあり、その方のご自宅の環境によって、例えば通学路等に向かってしまった場合、これはちょっと置けないなという声も聞かれることがある。効果があったところで、それを購入される方もいらっしゃる。12台ある。

○森会長 効果があったというスライド。実績はあるようです。

○動物愛護指導センター主任技師 右側が効果について表した円グラフになる。青色の56%が効果があった、変わらないが13%、分からぬが31%とアンケート結果を集計している。

○森会長 かなりの効率で効果が出ている。

○平川委員 いくら位の機械か。

○動物愛護指導センター所長 12,000円位の機械である。

○森会長 そのような効果のある機械もある。中村先生ご存知だったか。

○中村副会長 知らなかった。人間に効果というの、どのような効果か。

○動物愛護指導センター所長 人間にも聞こえてしまう。若い人は聞こえる。

○中村副会長 24時間出し続けているのか。

○動物愛護指導センター所長 猫が通るとセンターで音を出すモードがある。機種によっては、センターのもそうであるが、違う周波数の音が出せるようになっている。同じ音だと猫も慣れてしまうのか分からないが、独りでに音が変わる。

○平川委員 この表の中で、TNR事業と地域猫活動事業が分けてあるのは意味があるのか。

○動物愛護指導センター所長 資料1-2を見ていたいで、まずTNR事業というのは、センターで行っている不妊手術事業で、現在は町会長等の申請に基づいて、Trap、Neuter、Return、捕まえて、センターまたは京葉地域獣医師会の協力動物病院で手術をし、手術後元に戻すだけの仕組みである。TNRの後に、地域の理解と協力のもと、管理をしていく、餌を与えて糞尿の始末をするとか、そういったところまで責任を持つところまでやっていただくのが地域猫活動と私たちは考えている。それは、環境省のガイドラインにもそのように謳われている。資料1-2を見ていたいと、TNR事業の下に、給餌する、給餌しないとあるが、給餌しない場合はTNRと分類している。給餌し管理する場合は、地域猫活動とし、それ以外の活動は無いという分類の仕方をしている。

○平川委員 資料1-2の表で見ると、TNR事業の中に地域猫活動があるよう見える。ところが、資料1-1のスライドの表では、全く別の事業と見える。何か意味があってこのようにしたのか。

○動物愛護指導センター所長 資料1-2の表だと、一番上にTNR事業があり、TNRの後、ただ捕まえて、手術をして、戻すだけでは地域猫活動にならない。餌を与えて、管理をすることで地域猫活動となる。なので、地域猫活動の中にはTNRが含まれるのかもしれない。

○平川委員 逆に私は思ったのだが。資料1-2の表でいうと、TNR事業の中で地域猫活動とその他の活動があるのに対し、資料1-1の表はTNR事業と地域猫活動は別物というふうに見える。

○衛生指導課長 資料が見難く申し訳なかった。資

料1-2のTNR事業のところに不妊手術済みを含むと書いてある。本来であれば、この隣に地域猫活動も出てきていたが、何回も修正する過程で、不妊手術済みを含むという形でまとめた。資料1-1の4つ並列になっているものは、事務局の意図としては、TNR事業をした後に、現在は、捕まえて、手術をし、元に戻すまでだが、今後は、放した猫についても、誰かが所有者、占有者として飼っていただく、あるいは、地域猫活動で管理していただくのが一番と思っている。そのようにご理解いただきたい。

○平川委員 資料1-2の表が、具合が悪いのだろうと思う。TNR事業で不妊手術をして、それを飼育する地域猫活動もあるし、そうではなく、既に不妊手術してしまった猫を地域で管理する地域猫活動もあるという話だったと思う。資料1-2を見ると、TNR事業の中に地域猫活動があるように見えたものだから、大変失礼しました。

○森会長 次に、所有者の判明しない猫の対応策として、TNR事業の課題がスライド7にあった。現行の課題に、町会の負担が大きいとあった。その対応として、町内有志グループ等による申請を認めたらいかがと挙げられている。また、捕獲運搬ボランティアを募集したらどうかと。これはかなり人手がかかる、送るだけでなく、持ち帰ることもあるので。それから、協力する動物病院の増加を検討するということが挙げられている。まず、町内有志グループとは、具体的には想定されたものがあるか。

○動物愛護指導センター所長 これまで、この会議でご意見があったかもしれないが、今は町会・自治会長の申請でこの事業を行っているが、やはり町会・自治会長もご苦労されているということ、市民からも個人で申請できないかという問い合わせも多くある。その中で、町内有志グループとは、個人の申請もあるが、グループで代表者が申請していただいた場合には、TNRの事業に乗っていただく方法も今後は検討させていただければということで、ここに記載した。

○森会長 ということは、具体的に、既に有志の方がでているという話ではない。

○動物愛護指導センター所長 はい。現行の制度で

はそれは進められないので、それをできるように今後していきたい。また、例えば町会長がTNRの話に乗ってくれないということで、個人の方からも申請したいんだけどというようなご意見は出てくると思う。

○森会長 平川委員、町会の有志の方が町会長の同意なしで進めていく方法はいかがか。

○平川委員 個人で単にやっているのを含めてよいかは疑問がある。一定のグループで、しかもその目的にきちんと沿った形での活動をしてくれると約束をしてもらえるようなグループであればよいと思う。ただそのグループが、町会をまたがっていたり、あるいは、町会組織が無いところに存在する可能性はある。また、町会長は町会会員の全部に責任を負うことになるので、一部のそのようなことだけに同意はできないということもあり、町会長の同意無しにするべきだと思う。だが、個人個人でやっているのを認めるのは私も抵抗がある。一定のボランティアグループのような形を募ってやっている、既にそういう実績でやってくださっている方には、これはよいと思う。

○森会長 石川委員いかがか。有志というところで。

○石井委員 私も、一か所神社というところで、地域猫活動というか、親子でだがTNRとご飯あげ、トイレの掃除をしているが、ちょうどその神社が隣の町会と近く、境の所なので、私の町会は町会長からオッケーをもらって活動をしているが、隣の町会長も猫活動にアクティブな方で、町会費から活動費を出してくれ頑張っている会長だが、隣の町会の猫も神社に入ってきたてしまうので、猫に町会の境は分からなくなるから、入ってきて手術しない猫は手術してしまおうと、隣の町会の方と私たちでは話ができる。結局、町会長がそういう話を知らない。一応、私の町会の町会長へは話をしているが、相手の町会長は知っているかどうか分からぬ。またがつて行うのが、手術するのはよいと思うが、皆さんに周知していないのはどうかと思う。

○森会長 町会としては、訳の分からぬ人間が来て、そこで何か活動をしているのが一番困るわけですよね。

○平川委員 そうです。

○森会長 これを市で、申請を有志グループで申請する仕組みを設けるというところで、なんらかのことができれば、これは、有志グループであってもよいかという気はする。

○南川委員 町内有志グループということで、町内と一応紐づけようとしている提案だが、そもそもどうして町内と紐づけしなければというところにやや疑問がある。TNR事業は、多ければ多いほど抑制効果はあり、そういう取り組みをしているグループも多いほどよいという考え方もある。これについては、以前の説明だと、市はグループにお金を出すのではなく、持ってきたら避妊をし、その費用は市が負担するというもの。市がグループに対して援助資金を出すというわけではなく、公金の使い方として、グループに紐付けも、町内に紐付ける必要もない。本来であれば、個人の負担が大きいので、グループの登録等で一定の要件を満たせば、こういう活動をしていて持ってくるというので、どんどん推進する方向の方がよいのかなと思う。わざわざ町内というのを入れている理由を教えていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 町内有志グループ等とは、現在仮称のようなところもあるが、個人の申請というようなこともできるようにというような話は事務局内でていた。しかし、個人で申請された場合、自分の家の飼い猫を持ってこられては困るし、ただの餌やりさんが自分の猫を連れてきて、それに對して、市のTNR事業、これは予算を取ってやっているが、そういうものは排除していかなければいけないと思っていた。そういう意味で、スライド下の青枠の方法を考えていかないといけないということ、またそもそもTNR事業を始めた時には、地域の環境問題として町長、自治会長の申請でこの事業をやっているところであり、そこは前提として取っておかなければいけないと思っている。その中で、自治会長等の負担を減らせることができるのであれば、個人の申請もどうか皆さんに議論していただきながら、個人で申請する場合の条件についても今後よいアイディアを出しながら進めていけたら

よいと考えていた。

○森会長 方向性としては、市の案としてここに申請する仕組みということで、青枠で囲ってあるが、これをもう少し具体化していかないと議論が進まないような気もする。南川委員、これについて何かアイディアがあれば。

○南川委員 確かに、自分の飼い猫を手術するというのは、制度の潜脱ですので、そういうのをはじくことは分かった。ただ、結局そういう有志グループで、先程言ったように、町内をまたいでいるとか、今までの地域猫を含めて、町内会と紐づけることで不活性になっているという現状がこれまででも確認されているので、これまででも、町内会等、もちろん前提として地域の環境問題だから、市が取り組んでいくという前提はすごくわかるが、活動自体に紐づけるとおそらく、最後の町内自治会への報告等を有志グループに義務付けるかやってくださいと言った場合に、それをどうやるかといった場合に、なかなかこの活動も低調に終わってしまって、やはり目標としては猫を抑制するためにTNR事業を推進していこうというところだと、足枷になるのは少ない方が個人的にはよいのではと思った。

○衛生指導課長 まず、TNR事業だが、現在は手術の後戻すだけで終わってしまっているので、その後給餌する場合には、誰かが飼っていただくのが一番よいと思っている。地域猫活動について、給餌する場合は地域で適切に管理していただければ、所有、占有して管理していただければ一番よいと思うが、地域猫活動は地域に根差した活動を目指しているので、地域に根差した活動をするためには、町内に住んでいる方が中心になってやられた方がよいのではないか。例えば、苦情なり、理解を示さない人が、外からきてやっている等というのは、地域に根差した活動になるのだろうかと事務局は思っている。そこで、町内有志グループというような言葉を使わせていただいた。

○南川委員 となると、やはり平川委員がおっしゃったように、TNR事業と地域猫活動の関係というのが重要。前提なのか、別途独立と考えてとらえて

いるのかといところが重要。もちろん最終的には地域猫活動に繋いでいくのが望ましいということはそうだと思うが、地域猫活動まですすると大変だけど、やはりTNRはやりたいというニーズも一定程度あるのかと思う。資料1-2の図で、TNR事業、給餌しないというところも一定程度許容するのか、これはあくまで例外で、TNR事業を行ったら地域猫活動に続していくのが原則だという、その関係性、立て付けをどのラインで考えるかによって、地域猫活動と紐付けるのであれば、町内有志グループ、町内の関わりは重要だから入れるという話になるし、地域猫に流れてもよいし、最悪流れなくても、不妊した猫が増えることが望ましいのだから、TNR活動だけでも推進していくということだったら紐付けないという考え方もあるのではないかと思う。

○森会長 立て付けの問題と言われると、市の方もこれからどうしようかという話になってしまうと思うが、私のイメージとして、地域猫活動の一部にTNRがあるというような考え方の方が整理しやすいのかと思ったが。それであれば、南川委員のおっしゃったことも整理がつくのではと思うが。そうすると、どうしても町会・自治会の負担が増えてしまう。地域猫活動について、あいつら勝手に何やっているというようなことになってしまわないようにだけは、目を光させていただく必要があるのではと思う。

○平川委員 資料1-2TNR事業の中の、給餌しないという部分、この部分の方が町会長としては樂である。後責任を負わなくともよいから。ただ、給餌するというグループの中に、格付けされた町会内のグループというように入ると、そのグループに地域猫活動として最後まで面倒をみるとなると、それは町会の負担になると思う。どちらかというと、町会としては、本当のTNR、捕まえて、手術をして、その場所に放してあげることにより、猫の増えるのを抑制するが、その猫の管理自体は誰もできない。要するに、今まで誰かが餌を与えていたわけで、その餌やりをまた誰かが引き続きやるだろうから、その猫は生きていける、そういう活動で町会としてはよいのかなと思う。

○衛生指導課長 市としては、資料1-2の左側の方

にできればのっていただきたいという思いがあつたので、給餌しないで止まる部分についても、南川委員のご意見をいただき制度設計をしていきたい。

○森会長 一つの問題にかなり時間がかかりすぎてしまい、後三つもあるが、今の続きで、捕獲ボランティア、運搬ボランティアについてご意見あるか。

○駒田委員 この捕獲・運搬ボランティアと後の方の慣らしボランティア、これを全部統括して、一括してボランティア募集という形で、県でいう愛護推進員という形を、船橋独自の推進員を作つたらいかがかと思う。先程から話を伺っていて、ほぼ皆さん外に出さない方がよいだろうという話になったと思うが、外にどうしても出したいという人に対して、どういうふうに話を持っていくのかということに繋がってくる。そこで、先程平川委員がおっしゃったように、これは努力目標だから外に出したら駄目だよという言い方をしても全く意味がないことだと思う。犬の放し飼い等と一緒に、これは法律で決まっているから放さないでくださいと言っても、そのようなことは、放す人にとっては意に介さず、全然気にしてない訳です。どうすればよいかというと、このようにしたら家の中にいれやすいですよと、中村副会長がおっしゃったように、家の中で最適な環境を整えてあげれば、猫は出なくなるようにもできる。家の中で猫が幸せだと思うような環境を作つてあげましょうというアドバイスができるかできないかというところで、そこの部分はすごく大きく変わってくると思う。やはり、普段のボランティアと話していると、そこまではいかない、法でなんとかしようとか、力業でいこうとするので、なかなかうまくいくかない部分も多い。なので、ボランティア、推進員のようなものを船橋市で作り、ボランティアを中心に教育をしていく。例えば、自分は全然捕獲器の使い方が分からなくてもTNRをしたいとなった時に、例えば、宮里委員や石川委員のように経験豊富な方々が教えてあげられるような、そういう制度を作る。全てのボランティア、運搬も色々含めてボランティアの登録を船橋市でされたらいかがかと思う。

○森会長 ボランティアについては、市でどういうことができるのか、募集すること自体もボランティ

アは難しいところもあるので、これは検討課題という形で残していきたいと思う。

○駒田委員 市川市では、動物愛護ボランティア、今はペット災害ボランティアと呼ばれているが、去年30人、今年10人追加で40人位、去年から始まった制度でやっている。浦安市でも、猫のボランティアの登録はされている。それぞれでセミナー等を開いて、ボランティアの教育をしている。

○森会長 後ほどの、市の啓発活動や動物愛護指導センターの業務の中でボランティアとの兼ね合いが出てくる。例えば、条例を作った等の時に、必ずPRというのは出てくるし、継続してやらなくてはならないことなので、その中でこのボランティアについても検討が進んでいくのではと思う。

また、協力動物病院の増加を検討ということだが、獣医師会に入っている病院だけか。非会員には、まだお話はしていないか。

○衛生指導課長 していない。

○森会長 これから、獣医師会に入っていない動物病院が受ける可能性はあるか。

○動物愛護指導センター所長 それについては、まだ把握していない。しかし、今現在獣医師会でお願いしている先生方は、全部の先生のところではないので、もう少し広くしていただけたらもっと地域が分散して、TNRの運搬がやりやすくなるのではないかと思う。

○森会長 現行は地域によって偏りがあるのか。

○動物愛護指導センター主任技師 手術数は、予算で可能な範囲が決まっているので、予算の中で地域差が出ないように動物病院を選定し、現行は散らばらせている。

○森会長 分かりました。それを増やしていくということか。

○動物愛護指導センター所長 増やせるならば増やしていきたいと考える。前回の会議でもあったが、手術を自分の病院でやりたくない先生もおり、そのような中で、引き受けますという先生に手上げしてもらいお願いしているところであり、その中でご希望のあった所で、抽選で猫の手術を振り分けている

ような状況です。自分の動物病院で手術できない先生は、センターに来ていただいて手術をしてくださる先生も大勢いる。

○宮里委員 今の対応案の中で実行してきたことがあった。捕獲はしたが、無料券が白井の方の病院しか無いということで、猫の森さんに運搬をお願いした。あるいは、アパートで飼っていた猫を置いていて、給餌には来るが、だんだん年数が経つと来なくなり、それをそちらの方で譲渡に出してくれないか等、町会を超えて連携を取りながらやっている。ここに、町会有志グループというのではなく、市の有志グループという名称でもよいのではという気はする。

○森会長 有志グループについては検討するということで、先程まとめさせていただいたので、ご意見として、船橋市民であればという捉え方もあるのではないかということで。

本来4つの議案を進めなければいけないところだが、まだ一つ目の3分の2しか終わっておらず、事務局は、今日中にこれを終わらせないと都合が悪いか。

○衛生指導課長 所有者の判明しない猫まで終わらせていただきたい。

○森会長 一番重要なところに時間を取った。おそらく、適正飼養、普及啓発と動物愛護指導センターの業務については、ご意見をいただいて議論するような内容ではないと思うので、時間が超えるかもしれないが、地域猫だけ進めさせていただく。

スライド8の地域猫活動の捉え方の問題で、不妊手術はTNRで実施する、要綱は廃止する、ガイドラインのあり方について検討する、その結果、地域猫活動一本として環境省のガイドラインを参考に、船橋市のガイドラインを作るということでよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 現在、船橋市のガイドラインもあるが、環境省のガイドラインと比べると抜けている部分も多いと思っている。環境省のガイドラインを網羅できるような市のガイドラインの見直しを行うのか、あるいは、環境省のガイドライ

シ一本でいくのか、今後議論をしていただければと考えている。

○平川委員 TNR事業そのものを、地域猫活動としてやらなければいけないのか。要するに、地域猫活動というのは、その後のリターンした後の猫を町会の人がみるというわけですよね。そうでなく、TNR事業だけであれば、手術した猫を捕まえたところに放してそれで終わりという話になる。この1-2の資料は、最後が地域猫活動で終わってしまっているので、そうすると、地域猫活動でないとTNR事業はしませんとみえる。その捉え方だけ分かっていればよい。

○動物愛護指導センター所長 ここで申し上げているのは、TNR事業については、現行制度そのまま、個人で申請できるかは今後の検討で。不妊手術の助成金は、平成27年度までは助成金の制度であったが、その制度については、現在助成金の制度は既にTNRの不妊手術事業に移行しているので、こちらの要綱は残っているが、助成金の方の要綱は廃止させていただこうという考えです。

○森会長 いずれにしても、条例とリンクさせることでよろしいか。条例規定が入った段階でガイドラインの内容が影響を受けると思うが。

○衛生指導課長 屋内飼養や多頭飼養については条例に規定すると思うが、地域猫活動については、特に条例に定める予定はないので、その部分についてはリンクしない。市のガイドラインは、その部分については対応していないのでこれからあり方について、廃止するのか、環境省のガイドラインだけでいくのかというはあると思う。環境省のガイドラインだけで十分ではないかというような意見も保健所内ではあるので、市のガイドラインについてあり方はお話させていただこうと思う。地域猫活動については、先程、動物愛護指導センター所長が申し上げたように、活動者の明示等が市のガイドラインに載っていないので、そのようなものが抜けてしまっていては地域に根差した活動にはならないのではと保健所内では考えている。環境省のガイドラインを基にして地域猫活動は進めさせていただきたいと考えている。

○宮里委員 ここに個人も含むとしていただかないと、私たちは外れてしまう。例えば、TNRの活動の中に、有志グループと限定されると、私は個人で活動している。でも、NPOでどうしても足りない時に手伝ったりはしているが所属はしていない。逆に、ここで有志グループにされると、石川委員も割と個人的な活動ですよね、そうすると活動できなくなってしまうので、できれば個人を含むというふうにしていただきたい。

○動物愛護指導センター所長 それについては、先程も話したが、今後また、有志グループ等という言い方については議論していくところと考えている。個人での申請についても、地域猫活動は地域の理解が無いとただの餌やりと間違えられてしまうところもある。そういう意味でも、個人の申請についても、地域の協力があれば地域猫はできるものと私は考えているが、その辺りも今後議論していただきたいと考えている。

○駒田委員 今、船橋市ねこの飼育管理に関するガイドラインを今後どうするかという話だったかと思う。実は、このガイドラインの策定時に私も参加させていただいており、状況をお話させていただく。これは、特に地域猫に特定したものではなく、飼い主がある猫も飼い主がない猫もということで、広い意味で作ったことがまず一つ。普通の適正飼養に関する項目を加えており、環境省のガイドラインとは目的が作った当時は違っていた。また、この時に、ものすごく活発に地域猫のボランティア活動をされている方々の意見を参考にして、責任者の名前をはっきりさせるようにというような部分はあえて外している。ボランティアが、どちらかというと活動しやすいようにというのが、この時のガイドラインの策定当時の目的だった。ただやはり、もう7~8年経つので、見直しが必要かとは思う。これを見直すのか、環境省のガイドラインをそのまま使うのかは色々あると思うが、やはり地域の問題というのもあるので、私としては船橋市で作られた方がよいのではと思う。

○森会長 分かりました。次に進み、4-2 所有者の判明しない猫問題の対応案2として地域猫活動につ

いてということで、色々な活動があり、地域社会でこういう問題があり、その結果の活動として地域住民への対応が必要だと、その内容として、環境省のガイドラインを利用していくという趣旨のことと/or/ろしいか。これについては、環境省のものにプラスアルファのようなことはもちろんあるのか。

○衛生指導課長 そうですね。環境省の住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインには、地域の合意の取り方、トラブル、問題の対処、苦情対応、猫の個体識別、活動者、飼育管理者の明示、被害発生時の連絡先の明示、苦情処理について真摯に対応しなさい等も書いてある。地域の合意の取り方については、今の地域猫活動団体の登録にあたっては町会・自治会の同意が必要だが、現在助成金は無く、TNR事業に移行しているので、登録制度は廃止させていただきたい。地域猫活動については、地域でルールを決めていただき、町会・自治会の総会なり、役員会では不足かもしれないが、承認を取っていたり、ルールを定めてやっていただければ大丈夫かと思う。その辺の細かいところについては、地域の合意の取り方、例えば、町会・自治会の総会等で承認を取る方法もあるし、猫の行動範囲全ての人に話をしなくてはいけないという話もあり、それについては、地域の中でルールを定めて決めていただければよいと考えている。何かあった時には、活動している団体の方が、説明責任なりを取っていただくことが一番望まれる。また、何かあった時に対応していただくことにより、地域に根差した活動になるのではないかと考えている。

○森会長 今まで議論してきた中で、町会の負担が大きすぎる部分はどうやってクリアできるかということになってくると思うが。

○駒田委員 例えば、全然猫がいない状態を考えてみて、そこに何処から捨てられた、あるいは、放置された猫が1匹なり、2匹なり急に現れたと/or/たら、もう即座にTNRしなくてはいけない。それを放置しておくから、どんどん増えていくて、挙句の果てには10匹になってしまった、では地域猫活動をしようという、今は後手後手である。そうでなく、

よく分からない猫が来たら、とにかくTNRをするしかない。そこに、今までそれをやるために、地域猫の登録が必要だと、町会長の判断が必要だと行っている間に、猫はお腹が大きくなり生まれてしまう、それで間に合わなかったじゃないというふうになり、色々問題になっているので、TNRに関しては、とにかくすぐできるような形にしていただきたい。その後どうするかということで、地域猫にするかしないかという部分を、町内会なり、地域で話合い、そこからこの猫たちをどうしていくか、個人的に新しい飼い主を見つけられるのであればそれに越したことは無いし、少なければできることが、やはり後手後手に回ることでどんどん増えていき、なかなか火を消せないというのが今の現状である。先程から、TNRと地域猫の話が二つ出ているが、そのところは別と考えて、TNRだけはとにかくすぐしましょうというふうに私は思う。

○森会長 考え方が色々あるので、市としてどう位置付けていくかを再検討していただいた方がよい。また、合意ということについては、以前から議論を繰り返しているので、何をもって合意としていくのかある程度筋道を立てないと、全て町会任せという訳にはいかないので、これはもう少し検討しなければいけないと考えている。他にこの赤枠の中で問題点はあるか、これは環境省のガイドラインなので、これについては大きな問題点はないと思うが。個体識別は、畜犬登録でさえ十分行われてない状態なので、猫にはかなりきついかとは思うが。

○駒田委員 TNRなり、不妊去勢手術をする時にマイクロチップを入れてしまう、登録までしてしまうものしかないので。結局、迷子札は取れてしまうので。

○中村副会長 でも、マイクロチップを入れる場合は、所有者が判明していないと登録できない。

○森会長 登録要件になっているので。

○中村副会長 難しい。船橋市長等で登録する形になってしまう。

○衛生指導課長 TNR事業をした時に、例えばその後給餌をし所有者、占有者として管理していただ

けるとか、地域猫活動をやっていただけたことが確認できれば、こちらでマイクロチップを入れることも可能かもしれません、その部分についても考えなければいけないかと思う。

○森会長 色々アイディア、考え方が出てくると思うので。所有者の判明しない猫問題については、色々議論させていただき、長い時間かかってしまったが、以前からずっと問題になっていたところ、整理がつかなかつたところが、未だに残っているというところで、この辺で一回締めさせていただく。時間が過ぎたが、適正飼養の中で、多頭飼育に関する条例化の問題、これは、私も千葉県にいたときに、やはり多頭飼育に対する条例化にからんだ。届出制度を設ける、犬猫合わせて10頭いたら届出をしていただきて、行政から指導させていただきたいと。多頭飼育による被害、犬猫に対する被害もあるし、飼い主に対する被害もあるということもあるので。これについては、私の立場からすれば、条例化すべきだと考えているが、皆さんいかがか。

○駒田委員 賛成です。

○宮里委員 届出制をしても、届け出なければ意味がないので、国勢調査の5年に1回の時に、付随して、添付して、例えば動物はいますか、何匹いますかという簡単な質問事項を付けていただくと、新たに作成する調査費用とかも、後で、コンピューターで分けるだけなので、よいのではという気がする。それで、多い場合に行政が指導に入ると。周りの苦情からしか今の段階は問題化されてない。

○森会長 多頭飼育になっていることが分かるのは、苦情からということはある。犬だと、狂犬病予防注射の段階で分かる。猫の場合は、多くが苦情、それも犬猫による苦情ではなく、精神障害者に関する苦情であったり、そういうことで判明することもある。

○宮里委員 別の観点から言うならば、動物愛護法的には動物福祉がきちんと管理されているかということもでてくる、多頭飼育の問題は。

○森会長 そうですね。猫犬の健康問題を管理しなければいけないことがあります。感染症の問題が大きい。

条例化することについて、反対という話はないか。

条例化すると権利、義務の話しが出てくるので。

○駒田委員 10頭が多い。ほとんどの自治体が10頭と規定しているが、動物愛護の観点からいようと猫5頭でも結構大変だと思う。ちゃんと飼うとなったら、頭数は限られるはずである。一時預かりで10頭等になってしまうのは、家庭動物とはまた違うのでまた別だが。ただ、登録は必要かと思う。問題になっているところは、登録しないところが多い。

○森会長 量として、犬を10頭、猫を10頭となれば、制度がありますので、法律によって届出が定まっている。ただ飼っているだけというのが一番問題ですね。特に、子どもが生まれて3か月経つと1頭と数えていく。それ以降、家の崩壊も含めて、色々な問題が出てくるということで、とりあえず届出が必要ではないかと考えている。これは、罰則規定付きとなるか。

○動物愛護指導センター所長 過料を検討している。表にもあるが、色々な自治体で過料を設けている。例えば、多頭飼育の届出の無い所に苦情等で行った時に、条例に規定していれば届出が必要という指導はできる。届出をしないと過料があるということで効果があると規定している自治体から聞いたことがある。実際に過料を科すかというと、そういうことまでいかないと思うが、指導するのにも決まりがあることはよいことと考えている。

○森会長 今度は、法制執務の関係でなぜこの制度を設けなければならないという理由づけを検討していただきないとならなくなると思う。南川委員、過料まで求めてこの制度を作っていくことはどうか。

○南川委員 今説明があったように、他の自治体もやっており、船橋市だけやるという話でないので、理由は付くと思う。後は次の問題ですが、文言の問題はあると思う。

○森会長 では、多頭飼育に関する届出制度については、この方向でいくということでお願いするところ。

具体的に、12ページに検討が必要な論点というところがある。

○衛生指導課長 これについては、一例であり、ま

だ他にもあり、時間ですので。

○森会長 もう少し具体的に整理すると、色々なものが出てくると思う。

市の普及啓発と愛護指導センターの業務については、見ていただければ分かる内容になっておりますので。

○衛生指導課長 意見があれば提出してください。

○平川委員 先程、課長から所有者の判断をという話を返してもらったが、私どもに苦情が来た時に誰を所有者とするかという判断ではなく、条例化をする時の所有の判断について検討するのは行政側と申したかった。苦情の相手側に、あなたが飼主という話ではない。

## 2. 次回の会議について

### ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討ス

#### ケジュール（予定）

##### 〔説明〕

○動物愛護指導センター所長 資料2をご覧ください。本日、3月15日は第7回ということで、船橋市の動物愛護管理行政の方向性を示させていただきました。次回の会議は、5月に第8回ということで、船橋市動物愛護管理行政の方向性について、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例の改正に向けた論点の説明をさせていただこうと考えております。その後、2019年7月、11月に第9回、10回を開催したいと思っている。今後の協議事項としてここに記載してあるとおりだが、船橋市動物愛護管理行政の方向性について継続して議論していただく。また、船橋市の動物愛護管理行政の方向性について、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」の見直しに向けた課題の整理について、「飼い主のいない猫の不妊手術事業」の見直しについて、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」のあり方の検討について、「船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめ（平成30年1月26日付け）」において、引き続き検討が必要とされた課題についての議論をお願いしたいと考えている。

○森会長 本日説明のあった、市の方向性についての議論は継続して委員の方からお伺いをしていきたい。また、条例の改正に向けた論点説明については次回の議題として取り上げていきたい。

他に、本日話さなければならないことはあるか。

○森会長 次回の会議は、5月20日月曜日午後2時から、場所は、保健福祉センター2階大会議室とすることによいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

○森会長 以上で、第7回動物愛護管理対策会議を閉会する。

16時25分閉会

〔閉会後〕

○衛生指導課長 森会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。また、資料の作成等に至らない点がありまして申し訳ありませんでした。お詫び申し上げます

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

〔出席委員〕

森会長

中村副会長

平川委員

駒田委員

石川委員

宮里委員

南川委員

[欠席委員]

泉谷委員

[関係職員]

筒井保健所長

小出保健所理事

松野保健所次長

由良衛生指導課長

度会衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター主任技師

小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

2名